

進路ハンドブック

令和7年度版



美浦特別支援学校

進路指導部

目次

	ページ
1. 本校のキャリア教育の基本的な考え	1
2. キャリア教育・進路指導の取り組み（小学部～高等部）	2～3
主な進路関連行事	4
3. 卒業時の進路選択について	5～7
4. 障害福祉サービスについて	8～11
5. 高等部の進路学習・進路決定までの流れ	
①校内実習	12
②短期企業実習	13
③現場実習	14～15
④進路決定までの流れ	16～17
⑤移行支援について	18
6. 【働くために必要な力】	19

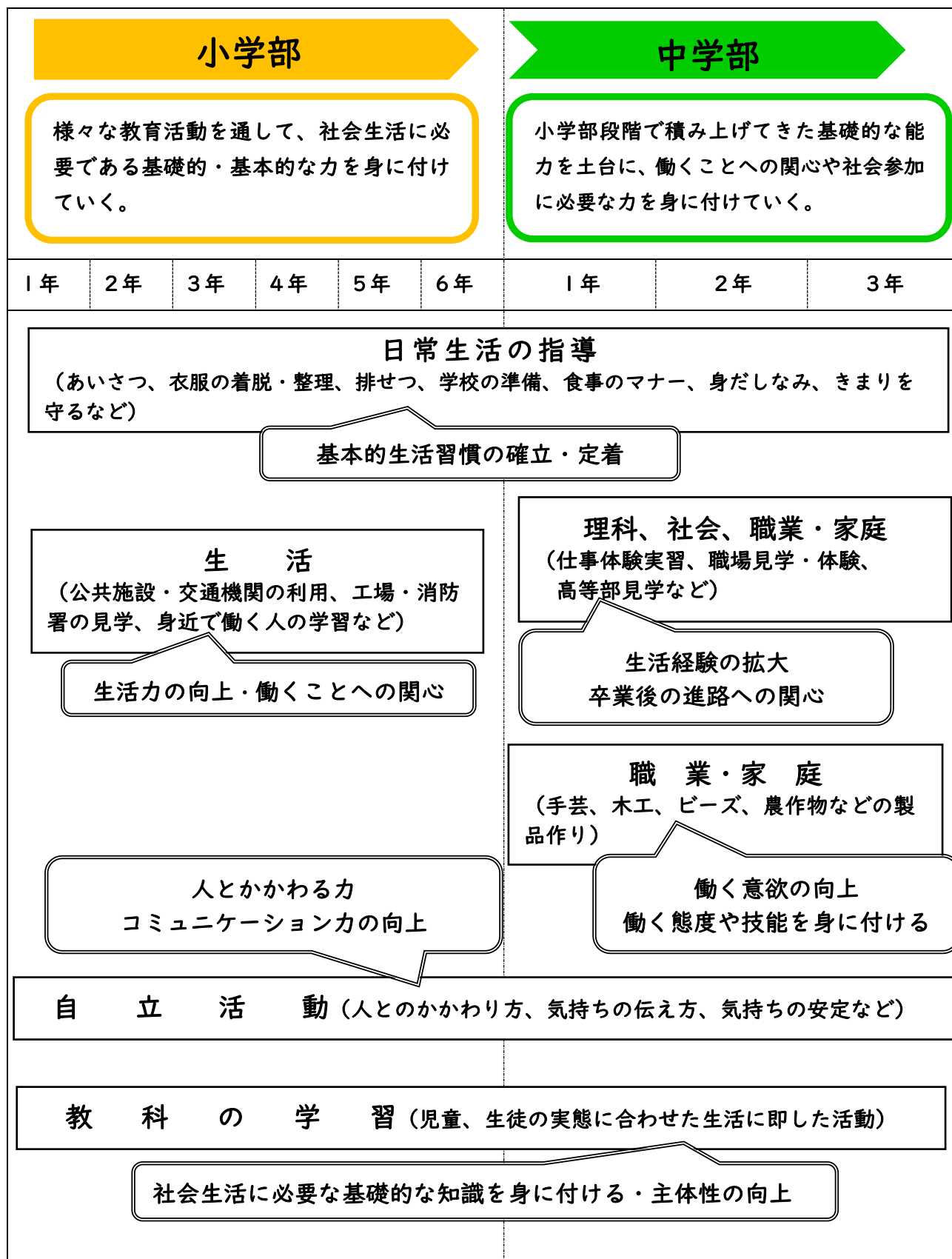
1. 本校のキャリア教育の基本的な考え

- ・一人一人の児童生徒が、自分の能力や特性に応じて、将来においてよりよい社会生活を送るために必要な知識、技能、態度、意欲の習得を目指す。
- ・単に「働くこと」を目的にするのではない。児童生徒が集団の一員として、役割や責任を果たそうとしたり、自分の能力を生かしたりして積極的に活動や仕事をする意欲や態度を育てる。

学校生活のねらい		小学部	中学部	高等部
社会生活に向けて	生活習慣	・ 基本的生活習慣の確立を図る。	・ 基本的生活習慣の定着を図る。	・ 社会生活に必要な力（健康管理、生活リズム、日常生活動作、身だしなみなど）を身に付ける。
	コミュニケーション 集団参加	・ 人や物とかかわる力を身に付ける。 ・ 自分を表現する力を身に付ける。	・ 他者と協力する力を身に付ける。	・ 場に応じたコミュニケーションをする力を身に付ける。
	自主性	・ 主体的に物事に取り組む力を身に付ける。	・ 主体性、問題解決能力を身に付ける。	・ 自己決定力、自己選択力、問題解決能力を身に付ける。
	自己理解	・ 自分の好きなもの、好きなことに興味をもつ。	・ 自分の良いところや得意なこと、苦手なことを知る。	・ 自己理解を深め、自分の生き方について考える力を養う。
	役割 働くこと	・ 自分の役割を意識し、最後まで取り組む力を身に付ける。	・ 働くことを体験し、働くことへの意識を高める。	・ 働く経験を通して、働くことの意味や意義について考え意識を高める。
進路決定に向けて	進路先の理解	・ 身近な仕事について知り、将来の夢をもつ。 ・ 中学部の見学をとおして、中学部での生活に見通しをもつ。	・ 社会見学や施設見学を通して、社会への関心をもつ。 ・ 高等部見学や職場体験をし、卒業後の生活に関心をもつ。	・ 実習体験（現場・校内）を行い、卒業後の進路や生活について具体的に考える。

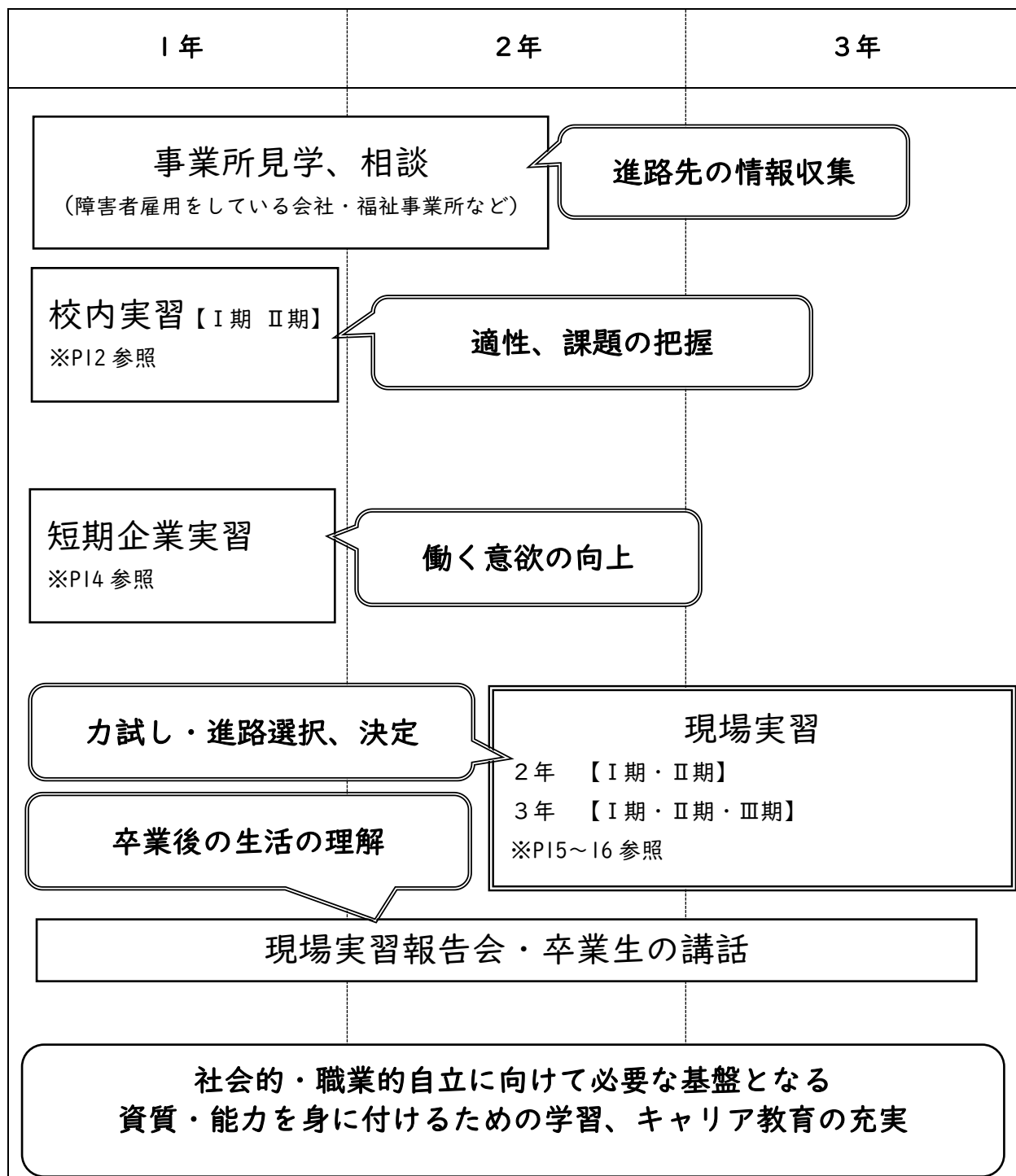
保護者の役割	家庭の支援	・ 基本的生活習慣を身に付ける。 ・ 社会のルールやマナーを身に付ける。	・ お手伝い等の役割を設ける。	・ 楽しめることをつくる、増やす。
	学校との連携	・ 進路についての相談、要望、質問などをする。		
	情報収集	・ 地域別福祉懇談会（地区 PTA）、高等部校内実習見学会、進路懇談会、高等部現場実習報告会、事業所説明会、高等部進路相談会に参加し情報を集める。		
	事業所の理解	・ 福祉事業所の見学や利用を通して、将来の進路を具体的にイメージする		

2. キャリア教育・進路指導の取り組み



高等部

これまで身に付けてきた力を生かし、実践的な学習を通して社会に出ていくために必要な知職、態度、習慣等を身に付けていく。

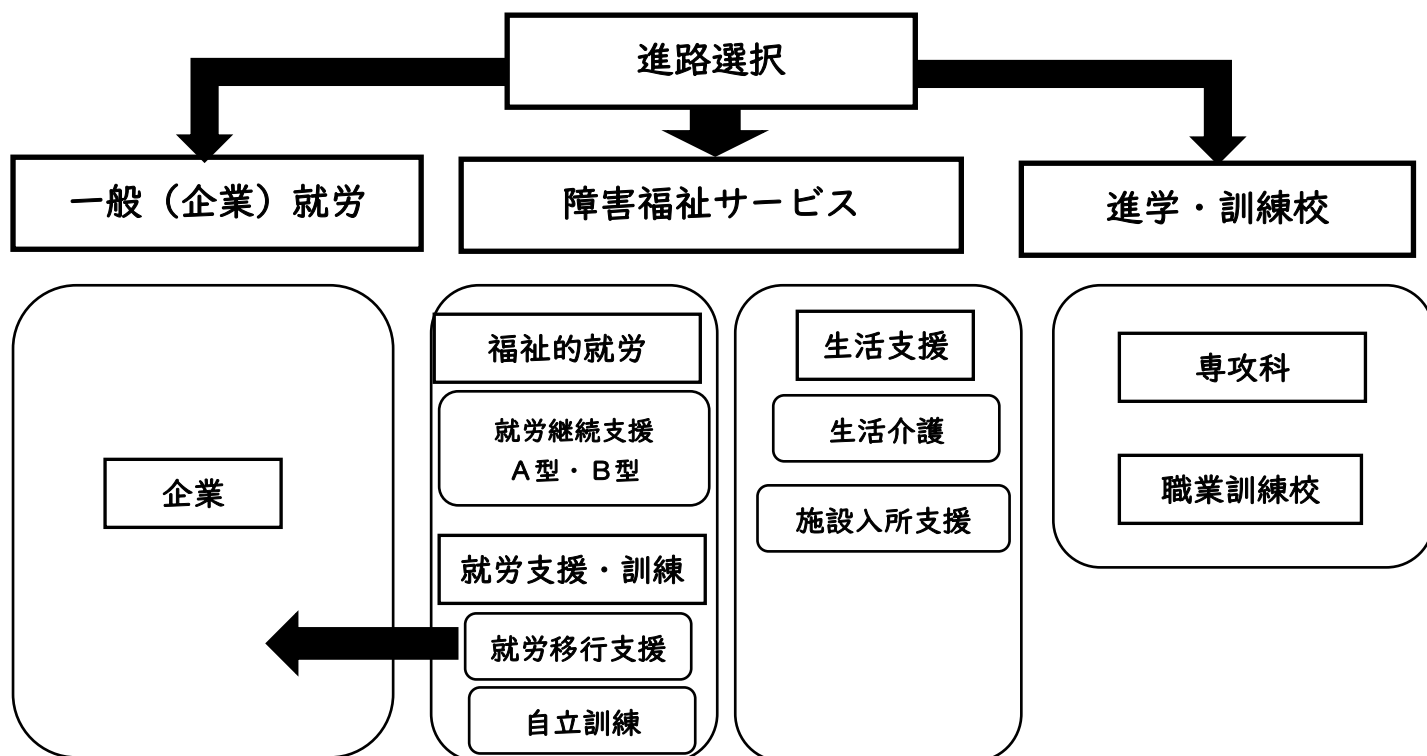


主な進路関連行事の予定

時期 (予定)	行事	内容	対象
7 月	福祉事業所相談会	学区内、近隣市町村福祉事業所との相談会を本校で実施	中学部 3 年 高等部 1・2 年 生徒・保護者
8 月	市町村福祉相談・説明会	卒業時の福祉サービス利用の流れに関する説明会を市町村ごとに実施	高等部 3 年
10 月	校内実習見学会	校内実習の見学	高等部 1 年 保護者
年度内	進路相談、説明会	個別面談、学年懇談会時に進路に関する相談、情報を知る機会	本校保護者

3. 卒業時の進路選択について

① 進路選択



※障害福祉サービスの詳細については P7 参照

② 卒業生の進路状況（過去3年間）

年度	一般 （企業） 就労	障害福祉サービス			進学	在家庭	合計
		福祉的就労 就労支援・訓練	生活 支援	入所			
令和 4	6	16	9	0	0	0	31
令和 5	8	14	12	1	0	0	35
令和 6	14	14	6	0	0	1	35

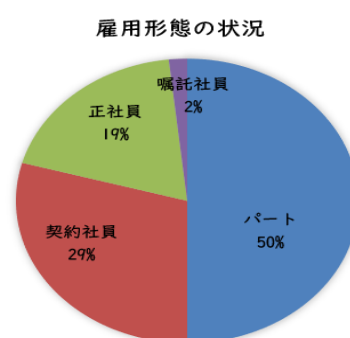
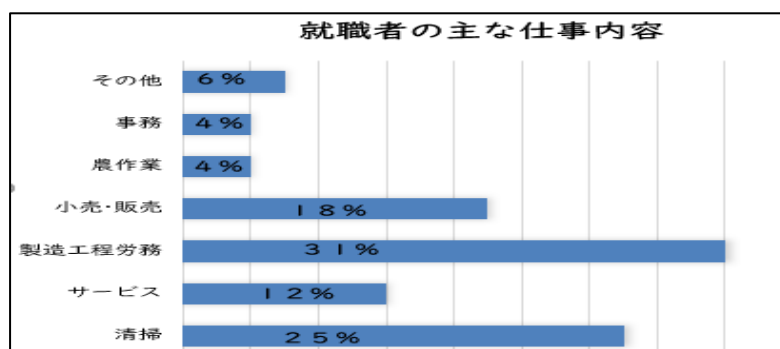
③ 進路先について

I 一般（企業）就労

※本校で想定している就労とは、基本的に公共職業安定所（ハローワーク）を通じた障害者雇用（障害者手帳が必須）です。

（1）主な就職先について

業種	主な就業場所、仕事内容等
小売業	スーパー、ドラッグストア等での品出しや袋詰め等のバックヤード業務
医療・介護	老人介護施設、病院等の清掃作業や事務補助業務
製造業	工場もライン作業、清掃作業、検品作業、ピッキング
サービス業	レストラン等の飲食店の洗い場、調理補助、その他バックヤード業務



（2）雇用形態について

正社員	雇用期間に定めのない契約です。1日8時間、週40時間が基本で、相応の体力やスキル、責任感が必要となります。
パート 契約社員等	雇用の期限が半年や1年ごと等の有期の場合が多いです。障害者雇用の場合、契約は基本的に更新されることが多く、勤務時間や日数は実態に応じて相談しながら決定することができます。一定の条件を満たすと、社会保険に加入することができます。

※パート等の有期雇用が多い傾向にあります。

（3）特例子会社とは

障害者の雇用促進や安定した就業のために設立された会社です。

一般的な企業と比べると、障害や特性に対するサポート環境が整っています。

近隣の特例子会社	ウエルシアオアシス株式会社（土浦市）、株式会社カスミみらい（土浦市）、株式会社平山 LACC（稲敷市・牛久市）
----------	---

（4）一般（企業）就労を考えるにあたって大事なこと

- ①生徒自身が一般（企業）就労を希望していること。
- ②身辺自立、体力、作業能力、人との関わり、問題対応能力、気持ちの安定性、自力通勤等が自立して（一人で）できること。
- ③保護者、家庭の協力やサポートが得られること。
- ④支援機関に登録して、就職後の相談やサポートを得られること。

2 障害福祉サービス

(1) 主な福祉サービスの利用例

※各サービスの詳細については、P8「福祉サービスについて」参照

福祉サービス	主な利用例
就労移行支援	学校卒業後、企業等への就職（障害者雇用）を目指して訓練をする。
就労継続支援B型	福祉事業所で支援を受けながら働く。 ※就労継続支援B型を利用する場合は就労移行支援事業所のアセスメント（評価）が必要
就労継続支援A型	福祉事業所で支援を受けながら働く。（雇用契約有） ※毎日、休まず、4時間以上働き続けることが必要
生活介護、自立訓練	作業訓練や生活訓練を行い自分でできることを増やす。
生活介護	入浴の支援や食事、排せつ等の生活の支援を受ける。

(2) 福祉事業所選びのポイント

サービス内容や活動内容だけで事業所を判断せず、実際に見学をしてお子さんの目指す将来に向けてどのような支援をしてくれるか、どのような支援者がいるか、どのような理念の事業所かを知っていくことがポイントです。

3 進学・訓練校

(1) 特別支援学校専攻科

高等部卒業後も引き続き教育を受けられる場です。

若葉高等学園（群馬県）、いずみ高等支援学校※女子のみ（宮城県） 等

(2) 職業訓練校

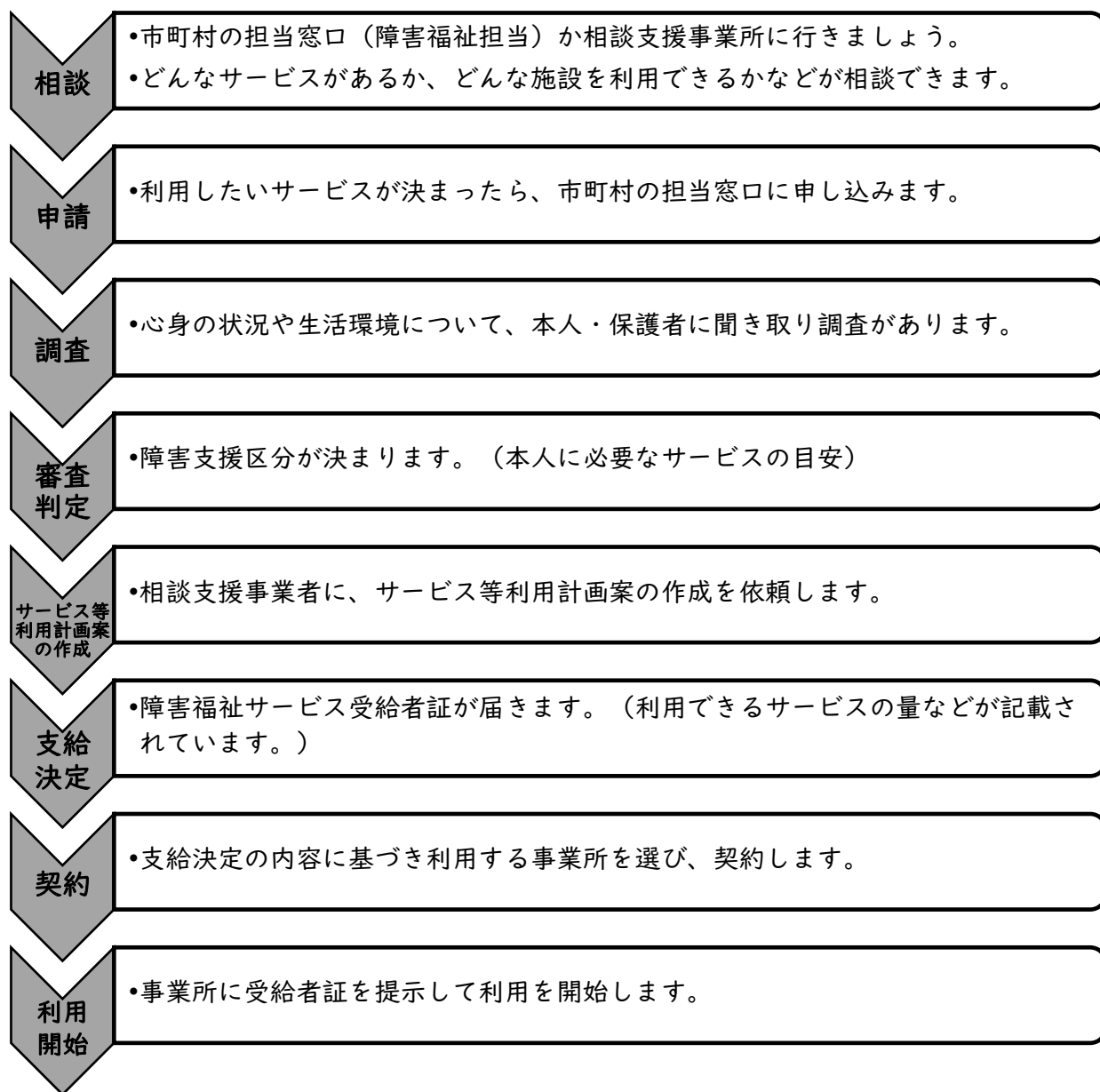
就職に必要な知識や技能を学んだり、PCの資格等の取得を目指したりして、職業人として自立をするために必要な職業訓練を行います。

近隣の職業訓練校	水戸産業技術専門学院 総合実務科（茨城県）
	我孫子高等技術専門校（千葉県）

4. 障害福祉サービスについて

利用目的	サービス名	主な内容	対象
働く	就労移行支援	一般就労したいけれどもう少し力をつけたいという方が、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。2年間の利用期限があります。	18歳以上
	就労継続支援A型 (雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。事業所と雇用契約を結んで働くので最低賃金が保障されます。	
	就労継続支援B型 (非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。生産活動などを通して、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。	
日中活動	放課後等デイサービス	学校在学中の障害児が学校後や長期休暇中に通う事ができる施設です。生活能力向上のための様々なプログラムが行われています。	児童
	日中一時支援	家族などの介護者の理由（疾病、出産、冠婚葬祭、学校等の公的行事および旅行等）や在宅障害児の放課後対策として、指定施設で一時的（泊を伴わない）に預かります。	児童 18歳以上
	生活介護	日中活動の場として、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。	18歳以上 障害支援 区分3以上
	自立訓練（機能訓練）	身体に障害のある人が、身体を上手く動かすことができるように訓練を受けることができます。	18歳以上
	自立訓練（生活訓練）	障害のある人が、地域での生活で困らないように自分で身の回りのことをする訓練を受けることができます。	
住む	施設入所支援	日常生活の手伝いを受けながら施設で暮らすことができます。	18歳以上 障害支援 区分4以上
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居です。世話人や生活支援員から相談や日常生活上の援助を受けることができます。	18歳以上
相談・生活サポート	短期入所 (ショートステイ)	家族に用事があるときなどに施設に短期間泊まることができます。	児童 18歳以上
	相談支援事業 ※P9参照	障害福祉サービスを利用するための計画の作成を行います。また、利用する事業所を探すお手伝いや利用開始した後の相談などを行います。	
	移動支援	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。	

福祉サービスを利用するには



学区内の市町村担当課

市町村名	障害福祉担当課	住所	電話番号
龍ヶ崎市役所	障がい福祉課	龍ヶ崎市 3710	0297-64-1111
牛久市役所	障がい福祉課	牛久市中央 3-15-1	029-873-2111
稲敷市役所	社会福祉課	稲敷市犬塚 1570-1	029-892-2000
美浦村役場	福祉介護課	美浦村受領 1515	029-885-0340
阿見町役場	社会福祉課	阿見町中央 1-1-1	029-888-1111
河内町役場	福祉課	河内町源清田 1183	0297-84-2111
利根町役場	福祉課	利根町布川 841-1	0297-68-2211

学区内及び近隣市町村の主な相談支援事業

事業所名	住所	電話番号	主たる対象者			
			身体	知的	精神	障害児
虹の里 相談支援室	美浦村受領 957	029-840-4115	○	○	○	○
美浦村社会福祉協議会ホープ相談支援事業所	美浦村木原 150 番地 2	029-885-6010	○	○	○	○
特定相談支援事業所 わかくさ	阿見町阿見 5445-5	029-888-1883	○	○	○	○
阿見町障害者相談支援事業所	阿見町阿見 4671-1	029-887-0084	○	○	○	○
社会福祉法人 恵和会 恵和社会復帰センター	阿見町若栗 2585-1	029-887-9833	○	○	○	○
NPO まい・あみ障害者（児）相談支援事業所	阿見町中央 2-4-19	029-891-3010	○	○	○	○
相談支援事業所 ともし	阿見町大字実穀寺子 1544 番地 1	029-840-4115	○	○	○	○
相談支援センターtetote	阿見町阿見 1744-161	029-869-9202	○	○	○	○
相談支援事業所 いろは	牛久市中央 4-10-19 2 階	070-4109-4894	○	○	○	○
特定相談支援事業所 輪	牛久市久野町 554 番地	029-875-5226	○	○	○	○
あくらえぼくさぽーと牛久	牛久市上柏田 2-26-7 ガーデンハウス B 棟	029-899-7466	○	○	○	○
まちかど相談室株式会社	牛久市小坂町 2636	029-846-0226	○	○	○	
しあわせ空相談支援事業所	牛久市さくら台 1 丁目 16-6	029-846-2417	○	○	○	
特定・児童相談支援事業所 SOSO	牛久市南四丁目 22-25	029-873-4232	○	○	○	○
相談支援事業所 ほっとピア・サポート	牛久市文化町 859-3	029-878-2717	○	○	○	
イマココ龍ヶ崎相談支援事業所	龍ヶ崎市米町 4024 諸岡ビル 2 階	0297-79-6181	○	○	○	○
龍ヶ崎市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所	龍ヶ崎市川原代町 5014 番地 龍ヶ崎市総合福祉センター内	0297-62-5851	○	○	○	○
あすか相談支援事業所	龍ヶ崎市松葉三丁目 1 2 番地 2	0297-85-2339	○	○	○	○
相談支援事業所 創	龍ヶ崎市小通幸谷町 176-1 パルスグランレジオ 205	0297-65-0500	○	○	○	○
相談支援事業所 クルミ	龍ヶ崎市米町 4012-3	0297-79-4987	○	○	○	
一般社団法人 たつのこ生活研究所	龍ヶ崎市佐貫 3-21-1 1F	0297-86-8822	○	○	○	○
相談支援事業所 りんくはーと	龍ヶ崎市小通幸谷町 5 6 4 番地 2 9	080-12046374	○	○	○	○
社会福祉法人 稲敷市社会福祉協議会指定相談支援事業所	稲敷市佐原組新田 1540-1	0299-79-3737	○	○		○
あゆみ介護ステーション	稲敷市蒲ヶ山 655	029-892-7801	○	○		○
社会福祉法人蒼天 みんなの学校いなしき	稲敷市曲淵 3-1	0299-77-5260	○	○	○	○
いなしきハートフルセンター	稲敷市上根本 3551	0297-87-0055			○	
特定相談支援事業所 響	利根町横須賀 153-3	0297-61-8500	○	○	○	○
相談支援事業所れるび	河内町生板 8907	0297-63-5011		○		○
ほほえみ	取手市小文間 3717	0297-72-8335	○	○	○	○
相談支援事業所 キャンディ	取手市高須 2148	0297-83-2266	○	○		
相談支援事業所 つなぐ	取手市藤代南 3-11-2 増山ビル 1-A	0297-63-3744	○	○	○	○
ブルメリア相談支援事業所	土浦市田中 3-8-28	029-835-3003	○	○	△	○

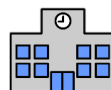
児童生徒の支援に関わる計画（福祉・教育）

福祉サービスを利用する児童生徒は、「障害児支援計画※１」「個別支援計画※２」が作成され保護者や本人の希望する生活やニーズ、現状や課題に基づき支援が行われています。

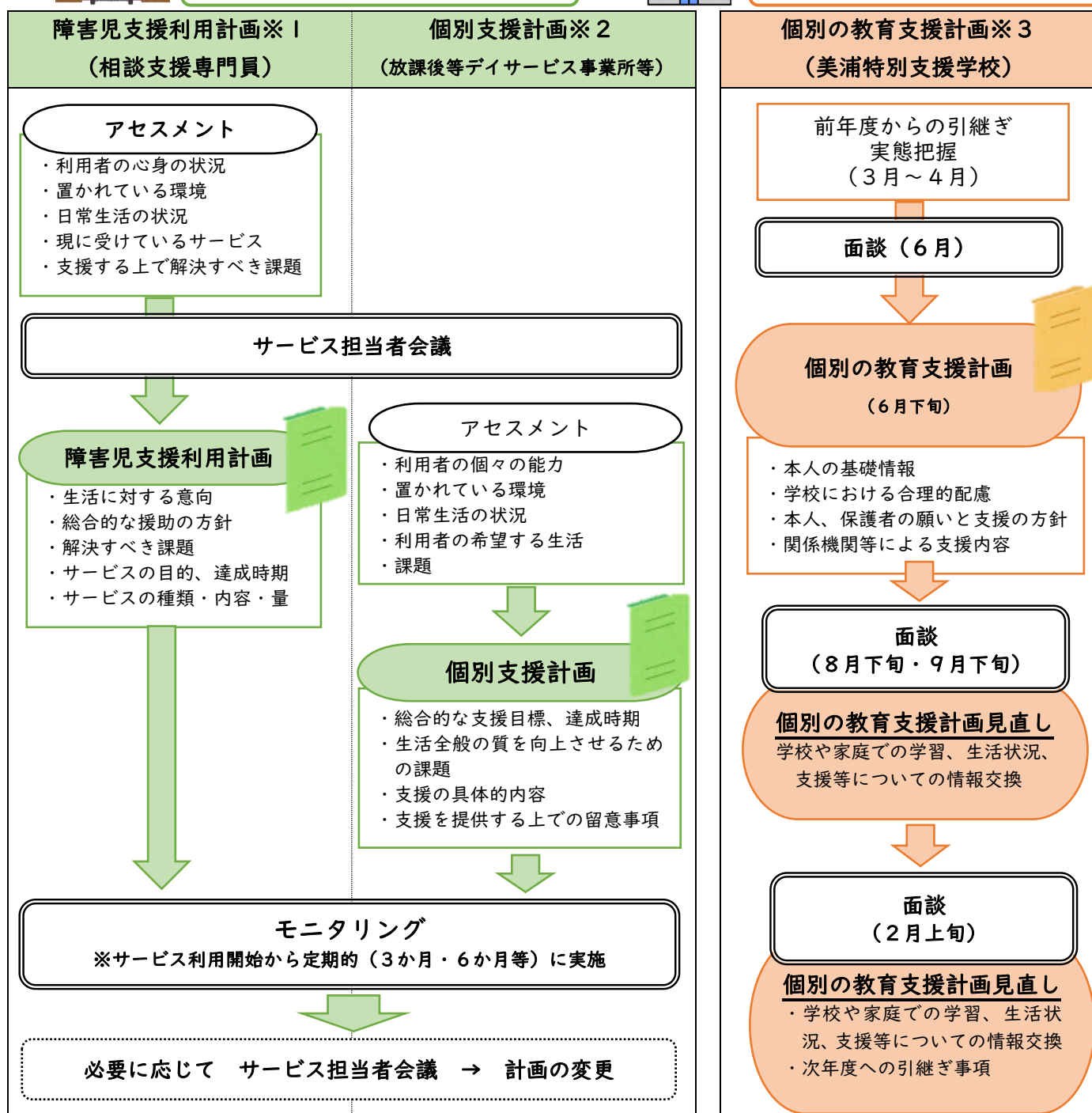
学校では、「個別の教育支援計画※３」を作成し、一貫した教育や指導が行われています。子どもの支援に関わる機関が適切な役割分担の下に、より効果的な教育や支援を行うためには、それぞれの計画の内容を共有することが大切です。



福祉事業所が作成する計画



学校が中心となって作成する計画



Point 福祉事業所は、６か月に１回以上の見直しを行います。学校は、毎年、年度当初や年度末に計画を見直します。それぞれの計画の作成・修正のタイミングで共有できるようにしていくことが大切です。

5. 高等部の進路学習・進路決定までの流れ

① 校内実習

■校内実習とは

- ・能力や進路想定に基づいたコースに分かれ、社会生活（就労、生活）に必要な基本的技能や態度を身に付ける学習です。その中で、自分の進路に向けた適性や課題を知る学習です。

■実施期間

10 日間の実習を年 2 回行います。

（今年度の予定）第Ⅰ期：6 月 16 日～6 月 27 日 第Ⅱ期：10 月 20 日～31 日

■各実習班

コース	ねらい
【自立活動】	・ <u>生活のリズムを維持</u> しながら、さまざまな活動を通して <u>物や人に積極的に かかわる力</u> を身に付ける。
【生 活】	・ 生活の中で、自分でできることを増やし、 <u>安定した気持ちで活動できる力</u> を身に付ける。 ・ 周りの友達や教師と協力して生活や仕事をする力を身に付ける。
【総 合】	・ 社会生活に必要な <u>あいさつ、言葉遣い、身だしなみ等</u> の態度や <u>働く生活に 必要な態度・技術等</u> の基礎的な力を身に付ける。 ・ さまざまな仕事を通して、自分の得意なこと苦手なことを知る。 ・ <u>働く意欲と仕事の持続力</u> を身に付ける。
【職 業】	・ 就労に必要な <u>態度・技術（責任感、協力性、効率性、正確性等）</u> を身に付 ける。

② 短期企業実習

■短期企業実習とは

- ・一般（企業）就労を目指し力試しをする体験実習です。
- ・企業で働く経験を通して学び、自立につなげる実習です。

月	火	水	木	金
事前学習 	実習 	実習 	実習 	事後学習 

働く経験を通して、学ぶ
短期企業実習

■対象

- ・職業コース、総合コースの1年生
- ・企業等への就職希望者で、これまでの学習（作業学習、校内実習等）や生活面の評価を踏まえ企業等における現場での実習が可能と思われる生徒。
※前提としては、身辺自立、体力、作業能力、人との関わり、問題対応能力、気持ちの安定性、自力通勤等が自立して（一人で）できる生徒です。

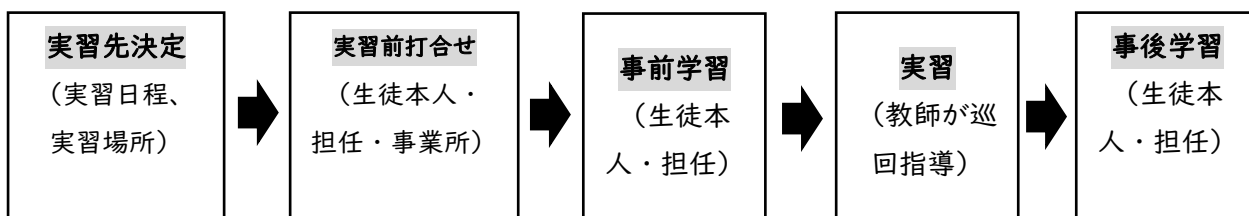
■実施期間

1年生 令和8年1月27日（火）、28日（水）、29日（木） ※3日間

■実習先

- ・自宅から通勤可能な事業所や学校近隣の事業所で実施します。
→学校から実習候補先を提案します。
- ・本人の適性等に応じた仕事内容がある事業所で実施します。
→小売業、サービス業、製造業、清掃業等

■実習の流れ



■短期企業の留意事項

- ・自宅から自力通勤の生徒は、担任による通勤の様子と経路の確認を行います。
- ・生徒の実態により、実習を見送る場合があります。

③ 現場実習

■現場実習とは

- ・卒業後を想定した生活を体験し、**進路決定**していく学習です。
- ・高等部2年生と3年生が対象となります。

■実施期間・対象

第Ⅰ期： 6月16日（月）～ 6月27日（金） 対象：2・3年生

第Ⅱ期：10月20日（月）～ 10月31日（金） 対象：2・3年生

第Ⅲ期： 1月19日（月）～ 1月30日（金） 対象：3年生

※3年生の第Ⅲ期の実習については、基本的には、就労希望者で雇用が決まった生徒と進路未決定の生徒となります。

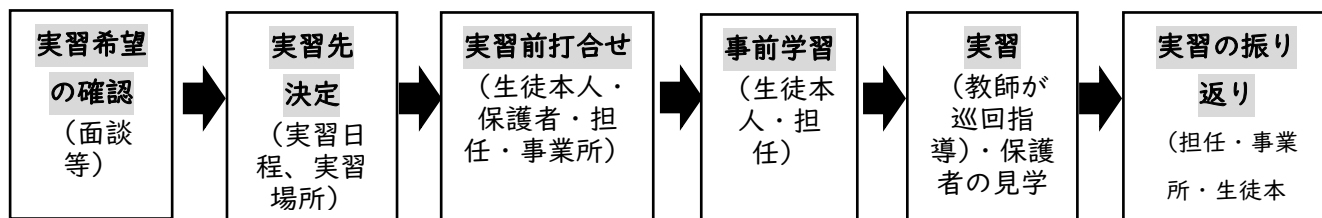
※先方の都合や受け入れ人数によっては、実習時期が変更になる可能性があります。

■実習先

一般（企業）就労想定者：雇用につながる可能性のある事業所で実施

福祉事業所希望者：希望する福祉サービスを提供する事業所で実施

■実習の流れ



■現場実習の留意事項

実習希望の確認

【福祉事業所実習】

- ・保護者の送迎等を考慮して日数を調整することが可能です。基本的には、実習先1箇所につき3～5日間程度となります。
- ・3年生は一期間中に2箇所の実習場所を体験することが可能です。
- ・福祉事業所希望者は、2年生の現場実習までに実習を希望する福祉事業所の見学・相談を済ませておきましょう。

【企業実習】

- ・企業実習を行う対象者は、一般（企業）就労を希望している生徒で、※身辺自立、体力、作業能力、人との関わり、問題対応能力、気持ちの安定性、自力通勤等が自立して（一人で）できる生徒です。

※一般（企業）就労に必要な力の主な内容

- 毎日4時間以上働き続ける体力・集中力がある
- 指示されたことを理解できる
- あいさつ、返事ができる
- 困ったこと分からないことを周囲の人に聞ける
- 職場のルールを守る
- 情緒が安定している（他害行為やパニック等がない）
- 一人で通勤できる（公共交通機関の利用等）

- ・実習先は、生徒の希望や適性、通勤範囲等を考慮して、本人、保護者と相談して決めます。
→学校から実習候補先を提案します。

実習事前打合せ

- ・打合せ時の服装については、実習生は標準服にて参加しますので、保護者の方もそれに相応しい服装でご参加ください。（Gパン、Tシャツ、サンダル等のご遠慮ください。）
- ・実習中の見学を希望される場合には、打合せの際に見学の日程等を調整しますので、担任にお知らせください。

実習中について

- ・保護者の方には、送迎時や実習日誌を活用して実習担当者へのあいさつをお願いします。
- ・実習中は、実習日誌の記入（実習先へのコメント）や実習先での仕事の様子を聞いていただくなど、日々意欲をもって取り組めるよう励まし等ご協力をお願いします。
- ・実習先への通勤は、保護者の送迎はもしくは、自力で通勤となります。
- ・自力通勤に関しては、基本的には、自主、自力通学をしている生徒となります。
※企業実習では、自力通勤が基本です。
→自力通勤の生徒は、実習初日までに十分に練習をしていただけるようにお願いします。
- ・実習中は、体調の変化に注意し、規則正しい生活を心がけ、休まず実習に臨めるようにしてください。

その他

- ・実習先や学校の判断で実習を中止することがありますがご了承願います。
（実習生の問題行動のため学校での指導が必要な場合、実習先に迷惑のかかる行為等があり中止の判断をされた場合等）
- ・実習に関する質問は、担任に申し出てください。
- ・実習をきっかけとして、生徒たちの進路について本人・家族で考えたり、話し合ったりする機会にしてください。

④ 進路決定までの流れ

■高等部 1 年生

時期	内容
6 月	・ 個別面談（進路に関する情報収集）
	・ 第Ⅰ期校内実習 【本人：適正・課題の把握】
7 月	・ 福祉事業所相談会 【本人・保護者：進路情報の収集】
8 月	
9 月	・ 個別面談（進路に関する相談）
10 月	・ 第Ⅱ期校内実習 / 校内実習見学会 【本人・保護者：適正・課題の把握】
	・ 進路希望アンケート
1 月	・ 短期企業実習（企業等への就職希望者）
2 月	・ 個別面談【進路希望や次年度の現場実習について検討】

■高等部 2 年生

時期	内容
4 月	・ 担任より第Ⅰ期現場実習先の確認 → 実習先への依頼は学校が行う
5 月	・ 第Ⅰ期現場実習打合せ（本人・保護者・担任）
6 月	・ 第Ⅰ期現場実習（企業実習：10 日間 福祉事業所実習：3～5 日間）
7 月	・ 第Ⅰ期実習の感想と第Ⅱ期の希望を聞き取り（アンケート）
7 月	・ 個別面談時に第Ⅱ期現場実習先を検討
9 月	・ 第Ⅱ期現場実習打合せ（本人・保護者・担任）
10 月	・ 第Ⅱ期現場実習（企業実習：10 日間 福祉事業所実習：3～5 日間）
11 月	・ 第Ⅱ期実習の感想と次年度の希望を聞き取り（アンケート）
2 月	・ 個別面談時に次年度の現場実習先や進路想定について検討

■高等部3年生

時期	一般（企業）就労想定	福祉施設等想定
4月	・担任より第Ⅰ期現場実習先の確認	・進路面談時に第Ⅰ期現場実習先の確認
5月	・第Ⅰ期現場実習打合せ （本人・保護者・担任）	・第Ⅰ期現場実習打合せ （本人・保護者・担任）
6月	・第Ⅰ期現場実習	・第Ⅰ期現場実習
7月	・実習後の聞き取り（本人・保護者） ・個別面談時に進路想定を検討	・実習後の聞き取り（本人・保護者） ・個別面談時に進路想定を検討
夏季休業	・障害者就業・生活支援センター登録 ・ハローワーク求職登録（就労継続支援A型利用者含む） ※重度判定申請（ハローワーク）	・市町村福祉相談・説明会 ・障害支援区分認定準備 （介護給付利用者）
9月	・第Ⅱ期現場実習打合せ （本人・保護者・担任）	・第Ⅱ期現場実習打合せ （本人・保護者・担任）
10月	・第Ⅱ期現場実習 ・就職面接会（ハローワーク） ※就職先が未決定の場合	・第Ⅱ期現場実習
11月	・求人票で雇用条件等を確認し、応募する	・進路希望のとりまとめ（学校） ・計画相談を行う相談支援事業所を検討 ・進路希望先への意思表示（保護者）
12月		
1月	・採用面接等（実習先・本人・保護者・学校）→内定の有無 ・ジョブコーチ支援の準備（事業所の要請に応じて） ・第Ⅲ期現場実習	・市町村福祉課で受給者証の申請手続き ・相談支援事業所の決定・登録
2月	・個別面談（移行支援計画の確認） ・就職面接会（ハローワーク） ※就職先が未決定の場合	・個別面談（移行支援計画の確認）
3月	・個別の移行支援会議（関係機関へ） ・事業所との契約	・個別の移行支援会議（関係機関へ） ・事業所との契約

⑤ 移行支援について

進路先が決定したら移行支援会議を行います。

■会議の目的

- ・学校から社会への移行にあたって、生徒本人の実態について関係機関で共通理解を図り、今後の支援やサービスを関係機関で検討します。
- ・本人及び家族のニーズについて共通理解を図り、それぞれのニーズに対する関係機関の役割分担等や支援内容について確認します。

■移行支援会議に向けて

- ・移行支援計画を作成します。
- ・「将来の生活についての希望」や「必要と思われる支援の内容」を本人や家族に確認してもらいます。
- ・移行支援計画に基づき、家族、進路先、関係支援機関（相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、茨城障害者職業センター等）の担当を招いて移行支援会議を開催します。

■卒業後の学校の支援

- ・おおむね3年間を移行期と捉え、適宜、現況把握の連絡や巡回支援等を行います。

■その他 卒業後の支援機関や生活に関すること

【主な支援機関】

	支援機関	支援内容等
企業就労者	ハローワーク	求職登録、職業紹介等
	障害者就業・生活支援センター（なかぼつセンター）	就職してからの本人への支援（仕事、生活など）、企業への支援（相談、助言など）
福祉サービス利用者	相談支援事業所（相談支援専門員）	サービス等利用計画の作成、福祉サービスの利用相談
	各市町村の福祉課	福祉サービスの利用相談

【障害年金に関すること】

受けられる年金には1級と2級があり、障害の程度によって決められます。

障害基礎年金の金額

障害等級	年金額／月額
障害基礎年金1級	年間 約97万5千円／月額 約8万1千円
障害基礎年金2級	年間 約78万円／月額 約6万5千円

●申請について

- ・申請手続きには、医師の診断書や病歴・就労状況等申立書等（保護者が作成）が必要です。
- ・市役所または町村役場の国民年金の窓口で申請することができます。
- ・社会保険労務士に申請代行を依頼するケースもあります

※障害の状態により、障害年金を申請しても、障害等級の1・2級に該当せず、障害年金を受給できないこともあります。

就労準備性ピラミッド（働くために必要な力）

